

パブリックコメント第55号

**「常陸大宮市公共施設等総合管理計画公共建築物個別施設計画(案)」に対するご意見を募集します**

常陸大宮市では、平成29年3月に策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設ごとの具体的な取組の方向性を示す「常陸大宮市公共施設等総合管理計画公共建築物個別施設計画」を策定します。つきましては、「常陸大宮市公共施設等総合管理計画公共建築物個別施設計画(案)」について市民の皆さんからのご意見を募集します。

**◎案の公表日**

令和3年1月25日(月)

**◎意見の募集期間**

令和3年1月25日(月)～令和3年2月23日(火)

**◎公表案および公表方法**

**○公表案**

常陸大宮市公共施設等総合管理計画公共建築物個別施設計画(案)

**○公表方法**

- ・市役所総務部総務課(本庁3階)および各支所総合窓口・地域振興Gで閲覧
- ・市ホームページにて公表

**◎意見を提出できる方**

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ・市内に存する学校に在学する方
- ・上記に掲げるもののほか、市に納税義務のある方

**◎意見の提出方法**

意見応募用紙に必要事項を記入のうえ提出してください。

なお、意見応募用紙は、市のホームページからダウンロードしていただくか、市役所総務部総務課(本庁3階)または各支所総合窓口・地域振興Gに置いてある用紙をご利用ください。

意見は、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、意見応募用紙1枚につき1意見、1メールにつき1意見になります。

- ・直接持参…常陸大宮市役所 総務部 総務課(本庁3階)または各支所総合窓口・地域振興G  
※平日8:30～17:15

- ・郵送…〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6  
常陸大宮市役所 総務部 総務課

- ・FAX…常陸大宮市役所 総務部 総務課 行政改革推進室 FAX 0295-53-6010

- ・Eメール…gyokaku@city.hitachiomiya.lg.jp  
(件名を「常陸大宮市公共施設等総合管理計画公共建築物個別施設計画(案)の意見」として提出してください)

※電話での受付は行いません。

※匿名での受付は行いません(提出いただいたご意見について、内容の確認をする際に必要なため。)

**◎結果の公表**

提出していただいたご意見の内容、検討結果については、次の方法により公表します。

- ・広報常陸大宮お知らせ版および市ホームページにて公表します。
- ・市役所総務部総務課(本庁3階)および各支所で閲覧できます。

※ご意見をいただいた方の氏名等は、一切公表しません。

※提出されたご意見について、個別の回答はしません。

※内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

**「常陸大宮市公共施設等総合管理計画公共建築物個別施設計画(案)」の概要**

**【計画策定の背景・目的】**

常陸大宮市では、平成29年3月、本市の保有するすべての建築物とインフラ施設を対象に、公共施設等の総合かつ計画的な管理の考え方と基本方針を示す「常陸大宮市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本計画は、公共施設等総合管理計画に基づき、建物系公共施設の質と量の最適化を目指す全庁的な公共施設マネジメントを推進するため、個別建物ごとに長寿命化、あるいは集約、複合化、譲渡、廃止、除却等の今後の方向性を示すことを目的として策定するものです。

**【計画の位置付け】**

本計画は、公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本方針を定めた「常陸大宮市公共施設等総合管理計画」(H29.3)を推進・実行するための計画であり、国のインフラ長寿命化基本計画において策定が求められた「個別施設計画」に位置付けるものです。

**【計画期間】**

公共施設等総合管理計画との整合を図り、計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和28年度(2046年度)までの26年間とします。

**【計画の対象施設】**

本計画で対象とする施設は、公共施設等総合管理計画に掲げる公共建築物のうち、令和2年4月1日時点で存在するものを基本とします。

ただし、倉庫等の小規模な建物は対象から除きます。

施設類型	施設数	棟数	延床面積(m <sup>2</sup> )
行政系1ほか15	274	685	263,099.89

**【公共建築物の総量削減】**

平成29年(2017年)3月に策定した公共施設等総合管理計画では、将来における人口の動向等に対応した、公共建築物の再編、集約・複合化および統合・廃止を実践することにより、令和28年度(2046年度)までの30年間で延床面積の総量の3割削減を目指すこととしています。

本計画においても、この総量削減目標に準じて施設の適正な規模・配置を検討します。

本計画では、公共施設等総合管理計画策定時に対象としていた一部の小規模建物を含めておりませんが、公共施設等総合管理計画に準じて、対象施設の延床面積の3割削減を目指すこととします。

**【個別施設の方向性】**

個別施設の建物状況や利用状況等を踏まえ、公共施設等総合管理計画で掲げた延床面積総量を3割削減する目標の達成に向け、集約や複合化、譲渡、廃止、除却などを含めた、個別施設の方向性を定めています。

- ・施設の概要：施設に関する基本的な情報を整理しています。
- ・施設の現状、課題の認識：施設の現状や課題に関する認識を整理しています。
- ・個別施設の方向性：個別施設に着目し、建物用途や劣化状況のほか、施設所管課の方針、上位計画等を踏まえ、建物の管理方式、建物方針を整理しています。

**【長寿命化によるコスト見通し】**

個別施設の方向性を踏まえた計画期間のコスト見通しは、単年平均で約13億89百万円が必要となります。なお、このコスト見通しは、現在市が保有する施設を対象としたものであり、今後新設する施設は含めていません。このコストは、一定条件に基づく推計値であり、今後の予算に直接結びつくものではありませんが、国庫補助金や地方債を活用するなどし、市の財政負担に留意しつつ、適切に確保を図っていきます。

**【長寿命化等によるコスト縮減効果】**

本計画に基づく適正配置、長寿命化の取組を実現することで、計画期間の26年間において約25.9%、年間平均約4億85百万円のコスト縮減に繋がることが期待できます。

問 本庁 総務課 行政改革推進室 ☎52-1111 内線322 FAX 53-6010

✉ gyokaku@city.hitachiomiya.lg.jp